

令和 6 年（2024 年）3 月 26 日

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等の例外的な  
報酬算定の取扱いの終了について**

日頃から、札幌市の障がい福祉行政及び今般の新型コロナウイルス感染症対策に多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省及びこども家庭庁から、「『新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い』等の廃止について（令和 6 年 3 月 19 日付け事務連絡）」により、新型コロナウイルス感染症による障害福祉サービス等に係る臨時的な取扱いについて、令和 6 年 4 月以降、全て廃止することが示されました。

これを受けて札幌市においても、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後における例外的な報酬算定等の取扱いについて（令和 5 年 5 月 19 日付け札幌第 588 号）」を廃止し、例外的な報酬算定の取扱いを終了することとしますので、関係職員に御周知いただきますようお願いいたします。

なお、引き続き、必要な感染防止対策等を講じた上で、サービスを提供いただくようお願いいたします。

記

**1 終了する例外的な報酬算定の取扱いの概要**

新型コロナウイルス感染症を理由として事業所が休業している場合に、利用者の居宅を訪問することにより、療育や訓練、必要な介護などの支援をで

きる限り行った場合に報酬算定できる取扱いを、令和6年4月1日付けで終了する。

## 2 廃止通知

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後における例外的な報酬算定等の取扱いについて（令和5年5月19日付け札障第588号）・・・別添1

## 3 関係資料

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の廃止について（令和6年3月19日付け厚生労働省及びこども家庭庁事務連絡）・・・別添2
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について（令和5年4月28日付け厚生労働省及びこども家庭庁事務連絡）・・・別添3
- (3) 新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて（令和5年5月29日版）（令和5年5月29日付けこども家庭庁事務連絡）・・・別添4